

野宿の苦難は続くー襲撃・シノギ・病気・等々

のじゆく くなん つづ しゅうげき びょうき とうとう

少し前、新聞やテレビなどで、野宿生活者が会社に雇われ、雇い主に生命保険を掛けられて殺されるといふことが報じられた。また、野宿を余儀なくされている仲間が、若者に襲われたり逆襲して逮捕されたりしたことも報じられている。

それらのことがどのくらい広がりをもつ話なのかを知るために、夜間宿所で一月五日、アンケート調査をおこなった。

襲撃事例はとどまることなく

日本橋で中高生に花火を投げられる。今年のお盆の間に北花園の交差点にあるガソリンスタンドで、バイクに乗った高校生に花火を投げ込まれた。昨年二月に日本橋の裏通りで、リヤカーに積んであった段ボールにガソリンがかけられ、放火された。九月に難波で若者から寝ている時に火のついたタバコを投げられた。一〇月末午前一二時頃に新開筋商店街で若者らしき人に、

エアガンによって撃たれた。今夏に長居公園で若者から石やブロックをなげられた。また、夜寝しているとガソリン持ってきてテントにかけるタチの悪いのまであるから、怖くなつて帰ってきた。八月ころ、阿倍野区内の小公園で、二〜三人の若い男から石を投げつけられた。

自分が実際に被害を受けた仲間は二九三名中四二名(一四・三%)、見たことのある仲間は三一名であった。

中には、センターの周辺や四角公園など、釜の中での被害を訴えるものもあった。安全な寝場所の必要性は高いといえる。

「生命保険」はさすがに

生命保険をかけられそうになったというのはさすがに少なく、二名であった。しかし、住民票や戸籍が金になるといふ話は、偽装結婚や養子の形で、二〇人が実際に持ちかけられている。

他の都市で西成に行けと交通費を支給された例は一件(神戸市立更生センター)にとどまった。しかし、大阪市内で、区役所の窓口や公園などで警察官に、西成に行けと言われた例は多い(七件)。

襲われ、追い立てられる苦難は続き、経済的に弱い立場に付け込んで食い物にしようとする輩が跋扈する。お先真つ暗とは言わずとも、未だ曙、山際ようよう明かりでの状況。長居だけでなく市内百箇所の避難所が必要。

ちなみに、年齢を答えてくれたのは二四〇人で、平均年齢は五五・八歳であった(左の表参照)。

30-34歳	3人
35-39歳	6人
40-44歳	9人
45-49歳	26人
50-54歳	42人
55-59歳	68人
60-64歳	74人
65-69歳	10人
70歳-	2人
総数	240人
平均年齢	55.8歳

いく ねが し か か きん し 幾つかのお願いとお知らせーカードの貸し借りは禁止！

先日、再発行の輪番登録カードを持って就労にきた仲間に、顔写真を貼ろうとしたら、実物と写真が違っていた。

事情を聞いたところ、足の悪い人が変わりに行けと貸してくれた、ということであつた。

特別就労の登録は、個人でおこない、重複登録は許されていない。したがって、登録カードも一人一枚で、輪番就労できるのはカードの所持者、登録した本人だけということになる。

カードの貸し借りが横行すると、登録輪番制度ではなくなるし、以前のように、登録カードを無理やり奪って就労にくるという極端なことまでおきることになる。

カードの貸し借りが目に余るようになれば、朝の受付や貸金支払い時に、顔写真によるチェックを念入りにやらざるを得なくなり、無駄な待ち時間が増えることになる。

お互いに不愉快で迷惑となる事を避けるために、他人にカードを貸したり譲ったりすることはやめよう。

「施設」と輪番就労

そう多くはないが、時々こんな苦情を聞くことがある。

「生活保護受けてるものに、(就労を)遠慮してくれ、いうのはよく聞くけど、施設に入ってるもんが仕事にくるのもおかしいやろ、同じように言わんとアカンで」と。

もつともな意見だと聞いた。働きたいという気持ちを皆が持っていることはよくわかる。それを満足させるには、仕事をもっと増やすしかないのだが、現状では皆を満足させられるほど仕事はない。仕事拡大に向けて努力しながら、今のところは、より困難な立場にある、野宿している仲間へ、仕事をまわすことに協力を呼びかけざるを得ない。

「施設」にいる間は輪番就労を遠慮して

さい。

じりつしえん

自立支援センターについて

大阪でも「自立支援センター」が実際に動き始めている。どうやったら入れるのか、と聞かれることも多くなった。入所できる人数に限りがあるので、あまり宣伝したくないのだが、入所の方法を紹介する。

原則として、市内の公園などを巡回する相談員が個別に声をかけて、入所希望などを聞いて回り、入所決定することになっている。

各区の福祉事務所に相談すれば、巡回相談員と連絡をとってくれ、日にちと場所を教えるもらって面談を受けることができる。

釜ヶ崎(あいりん地区)内で野宿している場合(大テント・夜間宿所を含む)は、市更相が受付窓口となり、巡回相談員につないでくれる。

面接したからといって確実に入所できるわけではないし、すぐ入所できるわけではない。

いている。

ながい こうえん ひなんじょ 長居公園の避難所について

長居公園の避難所に反対している周辺住民は、反対の理由の一つに、野宿者も反対しているから、といっている。つくるのなら北海道か舞島にとも

NPO釜ヶ崎は、長居のような避難所が市内に20ヶ所は必要だと考えている。避難所はいらぬといものが、本当に仲間の多数意見か!

目新しい仕事探しと就職するための援助は？

め あたら し ごとさが

しゅうしょく

えんじよ

釜ヶ崎支援機構はこのほど、大阪府から「野宿生活者就労対策調査研究事業」の委託を受けた。

調査・研究のテーマは、「野宿生活者が就労による自立をするための支援策の検討」で、具体的には以下の内容だ。

●野宿生活者が就労による自立に至るためには、本人が野宿生活者になるに至った要因を把握するとともに、安定した就職を阻害している要因を除去するところが重要であると考えられる。

そこで、野宿生活者が、就労による自立をするにあたって、何が阻害要因となっているのか、また、何を望んでいるのか、さらには、そのために何をなすべきかを具体的に調査・研究する。

●また、大阪市において設置する「自立支援センター」の入所者の就労による自立を支援するための試行策として「常用雇用促進事業」を実施するが、その成果を

踏まえ、野宿生活者を常用雇用に円滑に結びつけるための具体的な条件は何かを調査・研究する。

●この他、諸外国の先進事例等についても調査・研究する。

検討事項として「⑧野宿生活者が就労による自立をするための具体的支援策の検討」があげられており、現実的で即効性のある提案が求められている。

仲間か 提案 求

調査は学者先生や専門家の力を借りておこなうのだが、せっかく釜ヶ崎支援機構が委託されたのだから、仲間からの意見も取り入れたいと考えている。

そこで、次の項目について考えて、考えた結果を、文章あるいは口頭で釜ヶ崎支援機構事務所まで伝えていただきたい。

① 職としての可能性のある仕事

その多寡は問わないが、幾らかでも収入がともなう見込みのある仕事を提案して下さい。

例えば、アルミ缶集めや雑誌集めは収入をともなう仕事ですが、もつと効率よく集められる方法、こんなところに「資源」が寝ているという指摘など、一味違う提案をお願いします。

まったく未知の領域でも結構です。釜ヶ崎中の放置自転車をリサイクルして外国に売るとか、過疎地に援農に行くとか・・・。

② こんなことが妨げになっている

就職するにしても住所を設定するところや、連絡先となる電話がない。月給日までの生活費がない。こんな理由で断られたことがある。

就職活動をしたときの苦労や、その時に欲しいと思った手助け、制度、こんな相談所、こんな就職方法があればなどの提案をお願いします。

③ 現状では金にならないが

現状では金にならないけど、こんな仕事がある。社会生活に必要な仕事、金にならないから手抜きされている、といった指摘もお願いします。

ねんまつねんし はなし りんぼんしゅうろう やかんひなんじよ

年末年始の話ー輪番就労と夜間避難所はどうなるか？

今年も残りわずか、年末年始の過ごし方が気になる時期となりました。

高齢者就労はいつまであつて年明けはいつからか、南港の臨時宿泊所の受付はどうなるのか。

高齢者就労は二月三〇日まで仕事、休みは二月三一日と正月三ヶ日、一月四日が仕事始めです。

南港の臨時宿泊所は例年どおりです。一月二九日と三〇日が入所の受付日です。利用期間は一月九日まで。

あいらん臨時緊急夜間避難所(夜間宿所)は、南港の臨時宿泊所が開いている間閉鎖します。

閉鎖日 二月三〇日夜から一月八日夜
利用再開日 一月九日夜から

市内三箇所の「自立支援センター」開所や長居公園の「避難所」設置など、少しは野宿生活から遠ざかる道筋がついたような気がするが、勿論、十分なものではない。

野宿生活者への対策が十分なものではないから、短い期間でも三食が提供される「越年対策」としての臨時宿泊所の活用を呼びかけざるを得ない。その点から言っても、三食のつかない三角公園南の夜間宿所は、越年対策の期間中は閉鎖せざるを得ない。

越年対策の期間一杯、南港の臨時宿泊所を活用されるよう呼びかける次第。

南港の臨時宿泊所の受付は、例年どおりにより市更相でおこなわれる。利用可能人数は昨年と同じ規模で準備されているので、早く列を作らなくても、あぶれる心配はない。

整理券配布は昨年と同じ場所、市更相の西北向かい、地下鉄通路入り口の北側で。

あいらん相談室(社会福祉法人 大阪自彊館) オープン!

失業や高齢、疾病などにもなる生活障害の諸問題をかかえ、「あいらん地域」で生活困窮状態を余儀なくされている労働者等に対して、生活全般にわたる相談を受け付け、その自立を支援します。

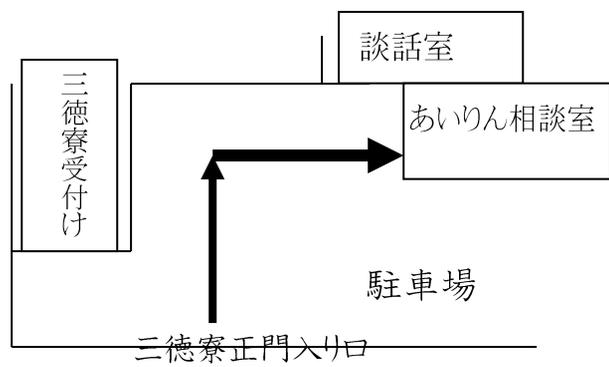
*事業内容

- ① 生活全般に対する相談・助言
- ② 関係機関、各種団体との連絡調整及び情報交換
- ③ その他、目的達成のために必要な事業

西成区萩之茶屋19-11(大阪自彊館「三徳寮」内)

TEL.06-6645-0504(月～金/午前10時～午後3時)

(福祉の専門家による相談が受けられます)



公園以外の路上の避難所は

最近、山王周辺で野宿している仲間への若者による襲撃が増えていると聞く。

磯村大阪市長は、毎日新聞(12月16日・朝刊)で

長居公園以外に大阪城公園にも避難所を作りたいと

の考えを明らかにしている。

それはそれで進めてもらいたいが、公園以外で野

宿する仲間の対策・24時間避難所も必要だ。

謹賀新年

きんがしんねん

とくていひえいりかつどうほうじん

特定非営利活動法人

かまがさきしえんきこう

理事長

山田 實

釜ヶ崎支援機構

ツ一同

元旦や 冥土の旅の一里塚 日出度くもあり日出度くもなし

昨年さくねんは、釜ヶ崎支援機構かまがさきしえんきこうにとってあわただしい一年ねんであった。輪番就労りんぱんしゅうろうについては、年度途中ねんどとちゅうから大阪府の仕事おおさかふ しごと

が増ふえた。自立支援センターじりつしえんせんたー入所者にゅうしよしゃとの仕事しごとや長居避難所ながいひなんじよにゅうしよしゃ入所者にゅうしよしゃ

の仕事しごとにも関わり始はじめた。福祉部門ふくしぶもんでは、百五十名ひゃくごじゅうめい近くの仲間なかまの

福祉自立ふくしじりつと関かかわった。

釜ヶ崎支援機構かまがさきしえんきこうは、野宿生活者のじゆくせいいかつしやと野宿のじゆくを余儀なくされるおそれのある仲間なかま

間の苦難くなん緩和かんわのために、完璧かんぺきとは言いいがたいが、なすべき努力どりよくと担になうべき役やく

割わりを果はたしていると自負じぶしている。

今年ことしはあたかも巳年みとし、不十分性ふじゅうぶんせいを十分認識じゅうぶんにんしきし、その点てんについての仲間なかま

らの叱責しっせきを受けうけながら、蛇へびのごとく執念しゅうねん深く、よりましな状況じょうきようの実現じっげん、野

宿じゆくを余儀なくされる仲間零なかもせろを目指めざして努力どりよくしていきたい。



昨年（さくねん）の話（わ）題（だい）と今年（ことし）の話（わ）題（だい）、そして我（われ）らはどうなるか？

昨年（さくねん）の釜（かま）ヶ崎（がさき）支援（しえん）機（き）構（こう）の話題（わだい）はなんだろうか。

昨年（さくねん）四月（しがつ）、三角（さんかく）公園（こうえん）南（みなみ）に「あいりん臨時（りんじ）緊急（きんきょ）夜間（やかん）避難（ひなん）所（じょ）（夜間（やかん）宿（しゆく）所（じょ）」が開設（かいせつ）された。

六月（がつ）から、夜間（やかん）宿（しゆく）所（じょ）や輪番（りんぱん）就（しゆう）労（らう）者（しや）の内（うち）六（む）歳（さい）以上（いじゆう）を中（ちゆう）心（しん）とした「福祉（ふくし）相（そう）談（だん）」の開始（かいし）。九月（がつ）から、大阪（おおさか）府（ふ）分（ぶん）の輪番（りんぱん）就（しゆう）労（らう）者（しや）の紹介（しょうかい）数（すう）（二（に）日（にち）三（さん）五（ご）人（にん））が新（あたら）しに増（ふ）えた。

一（いつ）二月（にがつ）から、自立（じりつ）支（し）援（えん）セ（ン）タ（ー）大（おお）淀（よど）と西（にし）成（なり）の二（に）ヶ所（しよ）、そして「長（なが）居（い）仮（か）設（せつ）一（いつ）時（じ）避（ひ）難（なん）所（じょ）」の各（かく）利（り）用（よう）者（しや）のた（た）め（め）の「就（しゆう）労（らう）事（じ）業（ぎやう）」へ（へ）の参（さん）加（か）。一（いつ）昨（さく）年（ねん）九（く）月（げつ）に法（ほう）人（じん）と（と）して正（せい）式（しき）発（はつ）足（そく）して、一（いつ）月（げつ）から大（おお）阪（さか）市（し）の就（しゆう）労（らう）事（じ）業（ぎやう）を（を）受（う）け持（も）つて

以（い）来（らい）、本（ほん）当（とう）に（に）あ（あ）わ（わ）た（た）だ（だ）し（し）い（い）日（ひ）々（じつ）で（で）あ（あ）つ（つ）た（た）。野（の）宿（じゆく）を（を）余（よ）儀（ぎ）な（な）く（く）さ（さ）れ（れ）て（て）い（い）る（る）多（おほ）く（く）の（の）仲（な）か（ま）間（ま）に（に）と（と）つ（つ）て（て）は（は）、「あ（あ）ん（ん）た（た）ら（ら）忙（いそ）が（が）つ（つ）て（て）る（る）け（け）ど（ど）、わ（わ）し（し）ら（ら）の（の）生（せい）活（かつ）、そ（そ）ん（ん）な（な）に（に）変（か）わ（わ）つ（つ）て（て）へ（へ）ん（ん）で（で）」とい（い）う（う）こ（こ）と（と）に（に）な（な）る（る）か（か）も（も）し（し）れ（れ）な（な）い（い）が（が）、物（もの）事（こと）を（を）具（ぐ）体（たい）的（てき）に（に）動（うご）か（か）す（す）困（こん）難（なん）に（に）、少（すこ）し（し）、理（り）解（かい）を（を）。

回（かい）顧（こ）は（は）グ（グ）チ（チ）に（に）な（な）つ（つ）て（て）し（し）ま（ま）つ（つ）た（た）。グ（グ）チ（チ）を（を）新（しん）年（ねん）早（そう）々（ざう）言（げん）つ（つ）て（て）る（る）状（じやう）況（きやう）で（で）は（は）な（な）く（く）、今（ことし）年（ねん）の（の）話（わ）題（だい）を（を）。

『都（と）は（は）一（いつ）五（ご）日（にち）の（の）区（く）長（ちやう）会（かい）に（に）、現（げん）行（こう）の（の）自（じ）立（りつ）支（し）援（えん）セ（ン）タ（ー）設（せつ）置（けい）計（けい）画（かく）の（の）枠（わく）組（ぐ）み（み）を（を）大（おほ）幅（はく）に（に）超（こ）え（え）る（る）総（そう）合（ごう）的（てき）な（な）路（ろ）上（じやう）生（せい）活（かつ）者（しや）対（たい）策（さく）を（を）提（てい）案（あん）し（し）た（た）。都（と）の（の）提（てい）案（あん）で（で）は（は）自（じ）立（りつ）支（し）援（えん）セ（ン）タ（ー）の（の）前（ま）段（だん）階（かい）と（と）し（し）て（て）緊（きん）急（きゅう）一（いつ）時（じ）保（ほ）護（ご）事（じ）業（ぎやう）（シ（シ）ェ（エ）ル（ル）タ（ー）事（じ）業（ぎやう））を（を）設（せつ）置（けい）し（し）て（て）支（し）援（えん）・保（ほ）護（ご）の（の）振（ふ）り（り）分（ぶん）け（け）（ア（ア）セ（セ）ス（ス）メ（メ）

ン（ン）ト（ト））を（を）行（おこな）い（い）、自（じ）立（りつ）支（し）援（えん）セ（ン）タ（ー）で（で）就（しゆう）労（らう）相（そう）談（だん）等（とう）の（の）支（し）援（えん）を（を）行（おこな）っ（つ）た（た）後（あと）、引（ひ）き（き）続（つ）き（き）支（し）援（えん）が（が）必（ひつ）要（よう）な（な）人（ひと）を（を）対（たい）象（じやう）に（に）、グ（グ）ル（ル）ー（る）プ（ぷ）ホ（ホ）ー（ー）ム（ム）事（じ）業（ぎやう）を（を）展（てん）開（かい）す（す）。十（じゅう）二（に）月（げつ）十（じゅう）九（く）日（にち）付（つ）都（と）政（せい）新（しん）報（ほう）』

【ワ（ワ）シ（シ）ン（ン）ト（ト）ン（ン）2（に）6（じゅう）日（にち）共（とも）同（どう）】米（まい）住（じゆう）宅（たく）都（と）市（し）開（かい）発（はつ）省（しやう）は（は）二（に）六（ろく）日（にち）ま（ま）で（で）に（に）、総（そう）額（がく）十（じゅう）億（いっ）ド（ド）ル（る）を（を）上（うわ）回（まわ）る（る）史（し）上（じやう）最（さい）大（だい）規（き）模（も）の（の）ホ（ホ）ー（ー）ム（ム）レ（レ）ス（ス）対（たい）策（さく）を（を）決（き）め（め）た（た）。信（しん）濃（のう）毎（まい）日（にち）新（しん）聞（ぶん）夕（しゆう）刊（かん）一（いつ）二（に）月（げつ）二（に）七（しち）日（にち）。

さ（さ）て（て）、大（おお）阪（さか）府（ふ）、大（おお）阪（さか）市（し）、日（にっ）本（ぽん）国（こく）厚（こう）生（せい）労（らう）働（どう）省（しやう）は（は）い（い）か（か）に（に）。

そうだんしつ あいりん相談室(社会福祉法人 大阪自 彊 館) オープン!

失業（しつぎやう）や高（こう）齢（れい）、疾（しやく）病（びやう）な（な）ど（ど）に（に）とも（とも）な（な）う（う）生（せい）活（かつ）障（じやう）害（がい）の（の）諸（しよ）問（もん）題（だい）を（を）か（か）か（か）え（え）、「あい（あい）り（りん）地（ち）域（いき）」で（で）生（せい）活（かつ）困（こん）窮（きやう）状（じやう）態（たい）を（を）余（よ）儀（ぎ）な（な）く（く）さ（さ）れ（れ）て（て）い（い）る（る）労（らう）働（どう）者（しや）等（とう）に（に）対（たい）し（し）て（て）、生（せい）活（かつ）全（ぜん）般（ぱん）に（に）わ（わ）た（た）る（る）相（そう）談（だん）を（を）受（う）け（け）付（つ）け（け）、そ（そ）の（の）自（じ）立（りつ）を（を）支（し）援（えん）し（し）ま（ま）す（す）。

***事業内容**

- ① 生活全般に対する相談・助言
- ② 関係機関、各種団体との連絡調整及び情報交換
- ③ その他、目的達成のために必要な事業

西（にし）成（なり）区（く）萩（はぎ）之（の）茶（ちや）屋（や）1（いち）9（じゅう）-（へん）4（よ）（大（おお）阪（さか）自（じ）彊（きやう）館（かん）「三（さん）徳（とく）寮（りやう）」内（ない））
TEL.06-6645-0504(月～金/午前10時～午後3時)
(福祉の専門家による相談が受けられます)

なんこうりん じしゆはくじよ りやうしや 南港・臨時宿泊所の利用者は

行政（ぎやうせい）の越（えつ）年（ねん）対（たい）策（さく）を（を）利（り）用（よう）し（し）た（た）仲（な）か（ま）（ぜん）だん（だん）の（の）巡（じゆん）回（かい）相（そう）談（だん）・施（せつ）設（せつ）入（にゅう）所（じょ）・入（にゅう）院（いん）な（な）ど（ど）含（ふ）め（め）、凡（およ）そ（そ）2（に）千（せん）5（ご）百（ひやく）人（にん）と（と）推（すい）定（てい）さ（さ）れ（れ）る（る）。1（いち）月（げつ）2（にち）日（にち）夜（や）、山（さん）王（わう）や（や）日（にっ）本（ぽん）橋（はし）・道（みち）具（ぐ）屋（や）筋（すぢ）な（な）ど（ど）を（を）

自（じ）転（てん）車（しや）で（で）見（み）て（て）回（まわ）つ（つ）た（た）が（が）、越（えつ）年（ねん）対（たい）策（さく）が（が）実（じつ）施（し）さ（さ）れ（れ）な（な）い（い）時（じ）期（き）に（に）比（ひ）べ（べ）て（て）、格（かく）段（だん）に（に）路（ろ）上（じやう）で（で）寝（ね）て（て）い（い）る（る）仲（な）か（ま）の（の）姿（すがた）は（は）す（す）く（く）な（な）か（か）つ（つ）た（た）。公（こう）園（えん）な（な）ど（ど）の（の）テ（て）ン（ん）を（を）増（ふ）や（や）す（す）ま（ま）い（い）と（と）す（す）れ（れ）ば（ば）、と（と）り（り）あ（あ）え（え）ず（ず）2（に）千（せん）人（にん）規（き）模（も）の（の）24（じゅう）時（じ）間（かん）避（ひ）難（なん）所（じょ）か（か）2（に）千（せん）人（にん）規（き）模（も）の（の）就（しゆう）労（らう）対（たい）策（さく）が（が）必（ひつ）要（よう）とい（い）う（う）こ（こ）と（と）に（に）な（な）る（る）。

輪番就労数の一時的変更のお知らせ

二月一九日から三月三一日まで 市地域外 毎日二〇名増員

三月二四日から三月三一日まで 府地域外 一時停止 零名

「二月、往ぬ。二月、逃げる。三月、去る。」
という言葉があるように、年明けの三ヶ月間は、何かとあわただしく過ぎていく。

三月になれば輪番登録も更新の時期となる。どのくらい新規登録が増えて、月々の就労日数がどのくらいになるかも気になる。

登録数が増えても、仕事が増えればいいのだが、その見通しは現時点ではなんともいえない。大阪市・大阪府ともに一生懸命拡大に向けて努力されていると信じ、応援するしかない。

とりあえずはつきりいえることは今年度内、残り二ヶ月についてだけだ。

大阪府の地域外就労三五名分については、昨年九月の開始時点から、三月二三日ま

りんばんしゅうろうすう いちじてきへんこう

がっ にち がっ にち しちいきがい まいにち めいぞういん

がっ にち がっ にち ふちいきがい いちじていし ぜろめい

でということであった。四月一日からどうなるかはさておいて、三月二四日から三月三一日まで、三五人分の仕事が減る（七就労日有るから二四五人分の減）。

世の中よくしたもので、というべきかどうか、もうひとつよくわからないが、大阪府の仕事がなくなる代わり（？）に、大阪市の地域外の仕事が増員となる。

二月一九日から三月三一日までの三五就労日、毎日二〇人だから、七〇〇人分の増。総数では大阪府の減を補って余りある数字となっている。

結果として、輪番の回りが、この期間だけ速くなる事は間違いない。三月末は遅くなる

ので、なにやら損したような気になるかもしれないが決してそんなことにはなっていないことを、あらかじめ知っておいて貰いたい。そして、輪番の回るリズムが変わるので、乗り遅れないように気をつけてください。

大阪市の増員は、輪番で働く皆さんやスタッフの日々の努力のおかげです。本来は年間予算というものが決まっているわけですから、年度途中での増員はないとしたものですが、皆さんが仕事で使う筈や塵取りなどを大事に使っていただいている結果、これらの消耗品をあまり買わなくて済み、ちりも積もれば山となるので、増員する費用が捻出できたということ。今後ともよろしくお願いたします。

くお願いたします。

自立支援センターに入るにはどうすれば？

大阪市内に三ヶ所の自立支援センターが開設されて三ヶ月近くがたつ。大淀や西成では、予定でいえばそろそろ入れ替わりが始まる時期だ。

正確な数字は把握していないが、残念ながら、就職が決まっただけの退所は「予想どおり」そう多い数字となっていないようだ。しかし、後がつかえている。

自立支援センターにいる間に努力しても「就労自立」を果たせなかった人は、アパートに移ってもらい、暫定的に「居宅保護」にして、それぞれに求職活動をしてもらうしかない。

よもや、入所希望者が少なく、定数を割っているとおもえないが、せつかくの施設が遊ぶことにならないように、巡回相談員の活躍が望まれる。

話が前後するが、あらためて自立支援センターについて紹介する。

自立支援センターというのは、市内で野宿する人が入所することができる施設。まず入所後、健康診断を受けて健康状態を確かめる。病気が判明すれば、入院・通院となる。

その後で、生活相談や職業相談を担当者としながら就職しての自立や生活保護の申請などによる福祉自立によって二度と野宿生活に戻ることのない生活作りをすることになる。

自立支援センターに入るには、巡回相談員と会わなければならない。じつと待っていたらいつ会えるか分からない。ではどうすればいいかというと、自分が今どこで野宿しているかによって行く所が決まる。

阿倍野区内で野宿していれば阿倍野区役所にある福祉事務所、西区なら西区の福祉事務所、そこで、自立支援センターに入りたいから巡回相談員へ連絡して欲しいと依頼する。ただし、釜の場合は市更相となる。

あいりん相談室(社会福祉法人 大阪自 彊 館) オープン!

失業や高齢、疾病などにもなる生活障害の諸問題をかかえ、「あいりん地域」で生活困窮状態を余儀なくされている労働者等に対して、生活全般にわたる相談を受け付け、その自立を支援します。

事業内容

- 生活全般に対する相談・助言
- 関係機関、各種団体との連絡調整及び情報交換
- その他、目的達成のために必要な事業

西成区萩之茶屋19-11(大阪自 彊 館「三徳寮」内)
TEL06-6645-0504(月～金/午前10時～午後3時)
(福祉の専門家による相談が受けられます)

要望書づくりは必要!?

うづぼ公園でテント生活をしている仲間が、又追い立てを受けそうで不安だ。長居のような避難所を建ててくれて立ち退けというのなら、話になるのだが……、と

不安と不満を訴えにきた。自立支援センターに入るにはどうすればいいか、ともよく聞かれる。そういった要望をまとめて、一つの声にし、行政に伝える署名活動が必要だと思う。誰も手がけなければ、NPO釜ヶ崎がやるしかないか。

高齢者就労の登録受付が始まります

現在の登録カードを持っている人(三月一〇～二一日)

現在の登録カードを持っていない人(三月二八日午後二時～)

「西成労働福祉センター」で来年度の「登録」が始まる。

今回は、登録をスムーズにおこなうために、現在のピンク色の登録カードを持っている人と持っていない人に分けて、申し込み票の配布と受付・登録カードの発行がおこなわれる。

現在、輪番登録している人

三月一〇日(土)から三月二一日(水)の間、輪番紹介時に、その日仕事にあたった人について、紹介票と一緒に登録の申し込み票が渡される。

番号を飛ばしてしまったらどうなるかという、飛ばした翌日以降、六番窓口で申

し込み票をもらう。

新しいカードの発行も現在のカード番号

順におこなわれる。一番から六百番までの人は三月二二日(木)、六百一から千三百番までの人は三月二三日(金)、千三百一から二千番までの人は三月二六日(月)、二千一から二千八百一五番までの人は三月二七日(火)。

時間は共通で午後一時から四時まで。(指定された日に行けなかった人は、三月二七日までの都合のつく日に行けばよいが、できる限り指定された日に。)

現在、登録していない人

現在有効のピンク色の登録カードを持つ

ていない人(以前登録していた人も含む)は、三月二八日午後二時から、西成労働福祉センター事務所で、登録の申し込み票が配布される。(その日以後でも六番窓口でもらうことができる。)

登録カードの発行は三月二九・三〇日、四月三・一〇・一七・二四日で、申し込み票に記載された日。

登録を申し込める人は、五五歳以上で、センターを常時利用する労働者。年齢を証明する書類が必要です。

生活保護を受けている人・アプレの資格が常時維持できている人・月平均二二万円以上の年金受給者は、遠慮して下さい。

登録を有効なものとするためにはどうすれば？

高齢就労の輪番登録制度は誰のためなのか、と言えば、これはもうはつきりしたことで、釜ヶ崎の日雇労働者で高齢のため就労機会が減少し、生活が困窮している仲間のためにある。

最低限度とはいえず、毎月決まった生活費を保証されている仲間の「生きがい就労」のためにつくられた訳ではない。

したがって、六五歳以上で生活保護を受けている仲間や生活するに足りる年金を受けている仲間、そして、アブレの受給資格を常時維持できている仲間は登録するにふさわしくないと言える。

野宿に陥る寸前あるいは現に野宿している仲間こそが登録するにふさわしい。登録する人をそのように絞り込めば、一人あたりの回数も増えることになると思われる。現在の月三回の状況を少しでも改善し、るために、より困窮する仲間を少しで

も支えるために、ぜひとも協力してもらいたい。

年齢を証明するものは、これまでの登録カード・白手帳（雇用保険手帳）・各種証明書（住民票・運転免許証・保険証・身体障害者手帳・戸籍抄本・各種資格修了証・年金証など）。

そのほかに、「ふるさとの家」の正規の利用者カード（当日の駆け込み証明は今年から認められない）、医療センターの診察券、センターの相談記録での確認、市更相や自彊館三徳寮の証明などでもよいようだ。

そうだんしつ あいりん相談室(社会福祉法人 大阪自彊館) オープン!

失業や高齢、疾病などにもなる生活障害の諸問題をかかえ、「あいりん地域」で生活困窮状態を余儀なくされている労働者等に対して、生活全般にわたる相談を受け付け、その自立を支援します。

事業内容

- 生活全般に対する相談・助言
- 関係機関、各種団体との連絡調整及び情報交換
- その他、目的達成のために必要な事業

西成区萩之茶屋19-11(大阪自彊館「三徳寮」内)
TEL.06-6645-0504(月～金/午前10時～午後3時)
(福祉の専門家による相談が受けられます)

ゲートボールが対案となりえるか!?
輪番から抜ける仲間の、輪番から抜ける寂しさを補うものとして、「ゲートボール」はどうだろうか。ゲートボールの指導をしてもいいという人はいる。後は道具と場所と

参加者を募るだけ?道具を集めるのは、マア、何とかかなるとして、場所と参加者はどうだろうか。場所はテントの南にあるのだが、使わせてもらえるかどうかが問題。参加希望者はNPO事務所へ。

高齢者就労を活用するためのルール

酒気帯び就労厳禁 酒を飲んでいる人は受付しません

地域外の面着・受付は九時一五分迄 以後は受付しません

登録カードの貸し借りは厳禁 他人のカードでの就労はできません

ルールを守つてすつきり就労 病気や怪我に気をつけて 本日もご安全に

昨日(四月一日)から、新規登録の人が

就労するようになった。ちなみに、今年度

登録で一八八番までの人が、昨年も登録し

ていた人ということになる。

そこで、ルールの確認。

まず、高齢者就労事業は、釜ヶ崎の高齢

労働者を対象としていることを確認してお

きたい。これまで釜ヶ崎を中心に求職・

就労してきた高齢労働者を対象としてい

るということだ。

仕事の紹介は西成労働福祉センター一ヶ

所で行っているが、「求人」は三箇所が行

っている。センター清掃は、大阪環境とい

う民間会社が、勤労者福祉協会(管理室)

から委託を受けて実施している。

地区内道路の半分と草刈は、自彊館三徳

寮が、地域外作業と地区内道路の半分は特

定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構が、大阪市

や大阪府から委託を受けて実施している。そ

れゆえ、印紙を貼るところも別々。要注意

登録輪番制ですから、自分の番号が何時あ

たるかは各自で確認して下さい。労働福祉セ

ンターの前やNPO釜ヶ崎の事務所の前に

次の日の開始番号が張り出されています。

何かわからないことがあれば、遠慮なくN

PO釜ヶ崎支援機構のスタッフに聞いてく

ださい。これから一年、よろしく!

生活保護を受けている人・アプレの資格が常

時維持できている人・月平均二万円以上の

年金受給者は、就労を遠慮して下さい。

しょうかい ごぜん じはん
紹介は午前8時半から
にしなりろうどうふくし
西成労働福祉センターで
めんちやく うけつけ
面着・受付は
とくべつせいそうじ むしよ
特別清掃事務所で

登録を有効なものとするためにはどうすれば？

高齢就労の輪番登録制度は誰のためなのか、たとえば、これはもうはつきりしたことで、釜ヶ崎の日雇労働者で高齢のため就労機会が減少し、生活が困窮している仲間のためにある。

最低限度とはいえ、毎月決まった生活費を保証されている仲間の「生きがい就労」のためにつくられた訳ではない。

したがって、六五歳以上で生活保護を受けている仲間や生活するに足りる年金を受けている仲間、そして、アブレの受給資格を常時維持できている仲間は登録するにふさわしくないと言える。

野宿に陥る寸前あるいは現に野宿している仲間こそが登録するにふさわしい。

登録する人をそのように絞り込めば、一人あたりの回数も増えることになると思われる。より困窮する仲間を少しでも支えるために、ぜひとも協力してもらいたい。



高齢者就労事業は、多くの仲間が釜ヶ崎反失業連絡会の旗の下、大阪市や大阪府の前に座り込んで獲得したものだ。この制度を維持し、拡大するには、まだまだ多くの仲間と共に要求行動を続けていかなければならない。

現在の高齢者就労求人半分以上の予算が国のお金で賄われているが、来年以降の見通しは立っていない。

国策で失業者が増えるのを承知で、銀行や企業がかかえている不良債権を処理するということ。当然、野宿者も増える。

今の仕事を守り、拡大していくために、輪番登録者全員が、考えなければならない。

あいりん相談室 (社会福祉法人 大阪自彊館)

失業や高齢、疾病などにもなる生活障害の諸問題をかかえ、「あいりん地域」で生活困窮状態を余儀なくされている労働者等に対して、生活全般にわたる相談を受け付け、その自立を支援します。

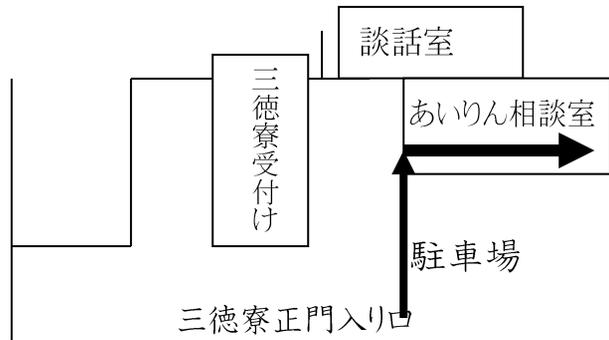
*事業内容

- ① 生活全般に対する相談・助言
- ② 関係機関、各種団体との連絡調整及び情報交換
- ③ その他、目的達成のために必要な事業

西成区萩之茶屋19-4 (大阪自彊館「三徳寮」内)

TEL 06-6645-0504 (月～金 / 午前10時～午後3時)

(福祉の専門家による相談が受けられます)



登録カードに写真を!?

登録カードの裏に、各人の顔写真を貼ることになっている。これは、二重登録や入院している人の代わりに就労するといったことを防ぐ目的がある。

写真を貼っていないときは、人のカードを奪って就労ということもあった。公平な輪番就労を維持するために必要な作業です。手間と時間がかかりますが、ご協力をお願いします。

高齢者就労の目的と仲間意識と参加資格？

今年度登録総数は三千三百三人—六五歳以上が七百六十四人

四月二四日に今年度の輪番登録が終わって二ヶ月がたった。

これまでのところ月平均二回半くらいの感じで回っている(番号によっては三回の人もあるから)。

釜ヶ崎反失業連絡会が大阪府庁前の公園に粘り強く居座り、仕事拡大を求めたが、残念ながら早急に仕事が増えるということにはならなかった。当分、今の仕事量のままの状態が続く。

そこで、ルールの確認。仕事にくる仲間を適切な範囲に絞り込んで、必要度の高い仲間に仕事が多く回るようにしたいと思う。

まず、登録カードの貸し借り、二重登録は厳禁。見つけ次第、カードを取り上げ、西成労働福祉センターに通告。登録を取り消し

こんねん どうろうくそうすう ぜん びやく にん さいいじょう ひやく じゅう にん
てもらいます。登録輪番制は、高齢者就労事業の基本です。これがうやむやになれば、事業の維持が困難となります。これまで、何人かの二重登録や他人のカードでの就労を発見し、二重登録については一枚を没収、他人のカードでの就労についてはその日の賃金は渡して次からだめですよと念を押すだけに留めていきましたが、今後は厳しく、取り上げていきます。写真を張り替えた痕跡のあるカードも取り上げの対象とします。何らかの事情があつて写真が剥がれかかっている人は、事務局に言つて、新しい写真を張つてくださ

い。現在登録をしている仲間の中に、六五歳以上の人が、七百六十四人います。

従来から、生活保護受給者については就労を遠慮し、より困っている仲間に仕事を譲って欲しいと呼びかけてきました。現在、「福祉自立」のための相談アンケートもおこなっています。三千三百三人中七百六十四人というのは大

年齢	人数	パーセント	
~54歳	20人	0.6%	64歳まで
55~59歳	1,246人	37.7%	2,539人
60~64歳	1,273人	38.5%	76.8%
65~69歳	603人	18.3%	65歳以上
70~74歳	142人	4.3%	764人
75~79歳	14人	0.4%	23.2%
80歳~	5人	0.2%	
総計	3,303人	100%	

「生活保護受給者」は「シルバー人材センター」に登録を！

きな数字です。

六五歳以上は、稼働能力を問われず、生活保護（居宅保護）を受けることができません。いつてみれば「生活保護受給者」

は、釜で生活する仲間ではあるけれども、「労働者」自らの労働を換金して生活資

金を得るしか生存の手段を持たないものではない。

高齢者就労事業は、釜ヶ崎の日雇労働者で高齢のため就労機会が減少し、生活が困窮している仲間のためにある。最低限度とはいえ、毎月決まった生活費を保証されている仲間の「生きがい就労」のためや酒代・パチンコ代を補うためにある訳ではない。

したがって、六五歳以上で生活保護を受けている仲間や生活するに足りる年金を受けている仲間、そして、アブレの受給資格を常時維持できている仲間は就労

できない。

六五歳以上でまだ野宿している仲間は、できるだけ早く「福祉自立」に切り替えてもらいたい。釜ヶ崎支援機構はできる限りのお手伝いをさせていただく。

仲間と何かをしたいという気持ちにこたえるために、「グラランド・ゴルフ」等のリクレーションの企画も考え、取り組むことにした。六五歳以上の仲間を「切り捨てる」つもりはもうとうない。

ただ、輪番就労では、現に野宿している仲間を優先させるのが本筋だと考える。

「生活保護受給者」は、「シルバー人材センター」への登録や地域の老人会への参加、「老人センター」「老人憩の家」などの今ある「福祉資源」の積極的な活用で新たな生活を築いてもらいたい。

杓子定規なことばかり書きましたが、ご協力をお願いします。

あいらん相談室(社会福祉法人 大阪自彊館)

失業や高齢、疾病などにもなる生活障害の諸問題をかかえ、「あいらん地域」で生活困窮状態を余儀なくされている労働者等に対して、生活全般にわたる相談を受け付け、その自立を支援します。

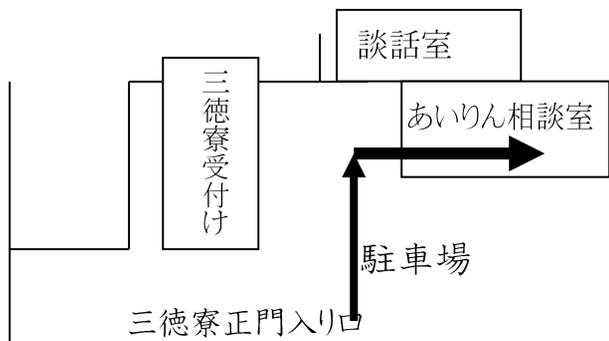
*事業内容

- ① 生活全般に対する相談・助言
- ② 関係機関、各種団体との連絡調整及び情報交換
- ③ その他、目的達成のために必要な事業

西成区萩之茶屋19-11(大阪自彊館「三徳寮」内)

TEL06-6645-0504(月～金/午前10時～午後3時)

(福祉の専門家による相談が受けられます)



民生委員も力になってくれる？

「民生委員」は厚生労働大臣が委嘱する特別公務員(無給だけど)だ。「常に調査を行い、生活状態を審らかにし」、「保護を要するものを適切に保護指導

すること。社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること。福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。」を職務としている。入院や施設入所・居宅保護の相談に乗ってくれる人??

『より困っている仲間のために』は、判る

しかし、他が来てる限りワシも来る、やるなら強制的に一齐に切れ！

「生活保護受給者（施設入所も含む）」

は、輪番就労の機会を、六五歳に達してないからという理由で野宿させられ続けている仲間譲って欲しい、と呼びかけている。

それに対して、仲間から反論があった。

「ワシも苦勞したから、野宿しているものに譲って欲しいというのはよく分かる。だけれど他にも来てる。自彊館に入ってるモンも来てる。福祉事務所は月二回までならいいと言ってるし、センターもカードを出して。朝、生保のモンも受付もしてるやないか。ワシがやめても、他が来てると思うとガマンできません。紹介票を持ってきても、受付しなかったらエエやないか。ワシ、毎朝、見に来るで」

野宿する仲間に就労機会を譲るのはいいけど、「不平等感」が残るのがガマンできない、ということだと思ふ。その気持ちはわかる。わかるが、みんながそっくり始めたら、結局は、「野宿してる奴の事なんか知らんわい」といつているのと変わらないことになる。

一人一人が、譲って、初めて成り立つ話なのだから、他人がどうするかでなく、自分の考えで決めて欲しい。

どうしても、強制しなければできないということになる、話は込み入ってくる。

六五歳以上は就労能力を問わず居室保護にかかることになっているが、どうしても働かせろ、元気だ、ということになれば、福祉事務所に六五歳以上で一律に保護をか

けるのはおかしいと言って行かざるを得なくなる。病名のつかないものは就労指導しろ、と。

そうしないのであれば、六五歳以下で就労能力があっても、困窮の事実に基づいて居室保護せよ、もともと本筋なのだから、と。

そんなことを言い立てると、多分、保護を打ち切られる人や保護を受けられなく人が出る。

そうまでしなければならぬ話なのだろうか。仲間内で足の引つ張りあいこするようなことをして誰が得をするのか。

「特掃は五五歳から六五歳未満の福祉にかかっていない人の制度」と割り切ってもらいたい。

暑い日が続く、倒れる仲間や事故が続いています。無理せず、注意を怠らさず、無事に酷暑を乗り切ろう！

「野宿生活者自立支援法」要求署名に参加を！

すでに知っているように、「特掃」の仕事の大部分が来年春以降なくなる可能性が高い。事業実施の予算が、政府の緊急地域雇用創出基金でまかなわれており、予定されていた二年半の期限が来年三月で切れるからです。

ます。「特掃」の縮小でなく、拡大こそが求められているのです。

しつかり取ると明記し、予算の裏づけをする法律、収入を伴う就労対策や居所の迅速な提供、野宿の予防につながる相談体制などについて定めた法律の制定を求めなければなりません。

釜ヶ崎においての緊急地域雇用創出基金を活用しての事業は、量的に不十分とはいえ、野宿を余儀なくされている仲間が、少しはまとまった現金収入を得られる機会として定着してきました。

釜ヶ崎反失業連絡会は、就労の拡大こそが野宿生活者対策の根っこだと、これまで仲間とともに要求活動を続けてきました。釜ヶ崎支援機構も、仕事が増え、収入の道が確保されることで野宿生活者問題のほとんどは解決すると考えています。

これはまったくの絵空事ではありません。民主党は今年六月に「ホームレスに自立支援措置法」を国会に上程し、現在継続審査となっています。共産党・新社会党も早期制定に賛成しています。公明党・社民党は、検討し取り組むとしています。ただ、自民党が懐疑的ですから、楽観視できません。

「自立支援センター」や長居の「避難所」など、政府の「ホームレス問題当面の対応策」にもとづいた（先取りした？）対策も実施されましたが、野宿を余儀なくされている仲間が目に見えて減ったわけではありません。

釜ヶ崎だけでなく日本全体としても、まだまだ野宿を余儀なくされる人が増えつづけると考えられます。釜ヶ崎や大阪だけのことではなく、日本全体のこととして考えれば、野宿に至る前の予防策や野宿に至った後の援助策を定めた法律も必要です。

国会議員任せ、政党任せにするのではなく、法の制定を求める声を形にして示し、後押しする必要があります。具体的はどうするかといえば、「野宿生活者自立支援法」制定請願署名運動を展開し、九月には国会議長宛に提出したいと考えています。

それどころか、路上や公園で「肉体」に放火される状態で放置されつづけている

国が、野宿生活者対策に対する責任を

署名運動は数が勝負です。自分自身が署名するだけでなく、署名用紙を持って帰って、周囲の人にも署名をしてもらってください。ご協力を！

高齢者就労事業にお盆休みはありません

「特掃」に、お盆休みはありません。休みなのは年末年始を除く、暦に書かれている日曜日と祝祭日だけです。休みだと思って番号を飛ばさないよう気をつけま

しょう。お盆(13・14・15日)には、三角公園で実行委員会主催の夏祭りがあります。夕方から相撲大会・綱引き・若者のバンド演奏・夜店・盆踊りと連日にぎやかです。時間があれば、のぞいてみよう。

残暑お見舞い申し上げます スタッフ一同

「野宿生活者自立支援法」制定要求署名への協力、感謝いたします

残暑の厳しい日が続いています。

七、八月には、数名の仲間が暑さで倒れました。幸運な(?) 仲間の一人が倒れたのは、草刈仕事で行った弘済院でした。近くに系列の病院があつたので、早速、点滴を打ってもらいました。医者が泊まる事を進めたのに帰ってきたと聞いたので、なぜ、と聞いたら、「気色悪かったから」。「医者は顔を見るなり泊まっていくか言うし、病室はガラガラ、気色悪うて泊まる気になれへんかった」と。

お医者さんや看護婦さんの態度がよすぎて、いたって恐れをなしたということかな? 大テントで午前中から気分が悪くて横になつていたのは、二、三日飲まず食わずで大阪駅から来た仲間。救急車を呼ぼうかという時、医者に行くと一人で生きていく気力

が無くなりそうで怖い、呼ばないでくれということだった。働いていないので受け取れないといったが、賃金を渡すと、「これで新世界で鮫でも食べて、元気つけて帰ります」と元気なく去っていった。それから二回続けて番号が飛んでいる。どうしているのだろうか。

署名は七、二一七名(九月八日現在)

「野宿生活者自立支援法」制定要求署名は、九月八日現在、七、二一七名の署名が集まっています。二桁ぐらい上の七〇万人署名といいたいところですが、残念ながら、少し(?) 及ばないようです。今月一杯署名活動を続け、一〇月五日には、第一次集約分として国会に提出に行きます。厚生労働省との折衝も予定されています。

九月二七日 結核検診の日

特掃詰所—午後五時半

夜間宿所—午後六時

昨年九月、三角公園南の夜間宿所前に結核検診車二台を据え付けて結核検診を行いました。

今年も、特掃詰所でも結核検診を行います。結核は、現在では容易に治療できる病気ですが、排菌していると人に迷惑をかけます。自分の健康を守るため、人のため、検診を受けましょう。特に釜ヶ崎では、結核にかかる人、再発する人が多い傾向にあります。軽い咳や微熱が続く人は、是非、検診を受けてください。

こうれいしゃじつたいちようさ
さいいじよう
きようりよく

高齢者実態調査(六五歳以上)に協力を!

「西成区高齢者保健福祉推進プラン策定委員会」というものがある。「大阪市高齢者保健福祉計画」を、西成区の地域特性に合わせて具体的に推進していくためのプランを検討する会ということだが、平たく言えば、高齢者が増え、今後も増え続ける先を見通して、今何をすべきかを考える会ということだと思おう。

高齢者実態調査は、大阪市内ではすでに実施されている。しかし、他地区とは異なる、際立った特色を持つ釜ヶ崎地区でありながら、釜ヶ崎地区で生活する高齢者の実態を明らかにする資料が集まっていない。それでは釜ヶ崎地区の高齢者を十分に視野に入れての「高齢者保健福祉推進プラン」は策定できない、ということ、釜ヶ崎地区だけ別枠で調査をすることになった。ただし、調査票は特別のものを準備せず、他地区のものと同じものを使用することとした。

その方が比較しやすいと考えたからである。結果として、随分間の抜けた質問項目もあるが、我慢してもらいたい。釜ヶ崎地区でも差異があるであろう四つのグループ(山王地区長屋アパートグループ・簡宿グループ・萩之茶屋アパートグループ・野宿生活グループ)に分けて調査が実施される。特掃の仲間にはこのすべてのグループが含まれていると考えられるので、輪番に当たって就労される機会に、協力をお願いすることにしました。

項目が多く、一時間ぐらいかかるが、釜ヶ崎の高齢者を無視した計画を立てさせないために必要なことであるから、是非協力していただきたい。

なお、今回の「西成区高齢者保健福祉推進プラン策定委員会」には、釜ヶ崎支援機構メンバーが委員として参加している。

そうだんしつ
あいりん相談室(社会福祉法人 大阪自彊館)

失業や高齢、疾病などにもなる生活障害の諸問題をかかえ、「あいりん地域」で生活困窮状態を余儀なくされている労働者等に対して、生活全般にわたる相談を受け付け、その自立を支援します。

***事業内容**

- ① 生活全般に対する相談・助言
- ② 関係機関、各種団体との連絡調整及び情報交換
- ③ その他、目的達成のために必要な事業

西成区萩之茶屋19-11(大阪自彊館「三徳寮」内)
TEL06-6645-0504(月～金/午前10時～午後3時)
(福祉の専門家による相談が受けられます)

秋が過ぎ、もうすぐ冬
朝夕、秋風が感じられるようになり、冬の心配をしな
ければならなくなってきた。情けないことに仕事は飯が食
えるほどに増えず、生活保護の入り口は狭い。

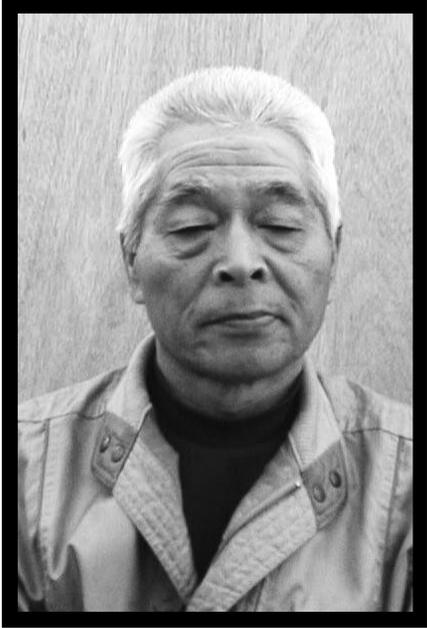
歯がゆいばかりであるが、とりあえず 65歳以上の
人には生活保護の受け皿がある。簡宿から転業した
アパートには敷金なしで入れる。今なら、市更相斜め
前のパブリック。冬に備えて相談を!

特掃詰所で昼飯前の待機中、仲間が死んだ

少しでも体の調子がおかしいときは、無理せず病院へ 生命第一に

一〇月四日午後一二時三五分、道路清掃にきていた森田さんが亡くなった。慎んでご冥福をお祈りいたします。

森田さんは、朝から調子が悪かったらしく二度ほどもどしていたという事です。それでも頑張つて朝のコースをこなし、詰め所に戻つてきて、昼ご飯前に両手を枕にし机にうつ伏して休憩していた。弁当を配り始めて「メシやで」と声をかけて肩をゆすつても、返事が無かった。



故 森田公教さん

これはおかしい意識が無いようだ、救急車を呼べ、ということになった。

救急隊員は見るなり、「もういつとおるやないか、何でもつとはよ呼ばんのや」と怒り出した。慌てて担架に乗せて、救急車の中に運び入れ、酸素マスクをあてたり、のどの奥に管を入たり、何とか蘇生させようと努力されていた。

杏林病院に運ばれたが、瞳孔が開き、心臓も止まっている状態で、三〇分は努力してみるのが、あきらめて欲しい、と付き添いのものは伝えられた。その努力後の時間が、日午後一二時三五分ということだ。本当に亡くなった時間はそれよりも五〇分前後さかのぼった時間と思われる。

享年六四歳七ヶ月。後五ヶ月で六五歳。

九月二七日 結核検診の報告

夜間宿所前と道路清掃事務所前の結核検診には、夜間宿所前で三三九名が受診、道路清掃事務所前では七五名が受診しました。

夜間宿所前受診者の内で一名が要再検査となり、宿所外で連絡の取れなかった四名を除く七名が翌日再検査を受けて、一名が入院、三名が再検査となりそのうち二名が輪番労働者でした。一人についてはまだ連絡が取れていませんが、再検査を受けた二人の内一人が入院となりました。結核の診断は、レントゲン写真だけでは限界があり、タンの検査までやつてようやく確定するそうです。今回の検査が「無事」でも、油断無く、おかしいと思ったら病院へ

六五歳に五ヶ月足らないで散った命！

さい かげった ち いのち

森田公教さんは、大阪万博のころから釜ヶ崎で働いていた人だといいます。三〇歳前半から日雇として働き、六四歳で日雇として死んだことになりました。

三角公園の夜間宿所開設の前は、阿倍野区の旭町公園でブルーシートのテントを張って一年半から二年くらい暮らしていたのですが、夜間宿所ができてからはズウツト夜間宿所を利用していたそうです。少なくとも三年は、不安定な居住での生活を続けていたことになりました。

お酒はよく飲む方で、以前、医者から血圧が高いといわれていたものの、最近は何に行つた事がなかったということでした。直接の死因が何であったのか、まだ知ることができません。警察のほうでお兄さんと連絡が取れたようですから、お兄さんから聞くことができるかもしれません。森田さんの生涯最後の賃金五千七百円を渡さねばな

りませんから、その時に。

直接の死因が何であるかはともかく、長年の日雇労働者としての労働・生活、そして野宿生活が、森田さんの寿命を短いものにしたと思います。

そして、森田さんの寿命を短くしたことについて、釜ヶ崎支援機構にも責任があると考えます。

輪番就労は生活を支えるほどのものにつまでたつても拡大せず、福祉相談は六五歳の壁を突破できないままである。六五歳の壁も問題だが、その壁を理由にして、六五歳以下の仲間の相談に、少し熱意が欠けることが問題なのだ。と今回のことでも思った。

釜ヶ崎支援機構も万能ではなく、たいした力もなく、福祉部門のスタッフは少ない。しかし、目の前で力尽きて死に行く仲間を座して見たくない。年齢に関係なく、何ができるか、遠慮なく声をかけてください。

そうだしつ
あいりん相談室 (社会福祉法人 大阪自 彊 館)

失業や高齢、疾病などにもなる生活障害の諸問題をかかえ、「あいりん地域」で生活困窮状態を余儀なくされている労働者等に対して、生活全般にわたる相談を受け付け、その自立を支援します。

***事業内容**

- 生活全般に対する相談・助言
- 関係機関、各種団体との連絡調整及び情報交換
- その他、目的達成のために必要な事業

西成区萩之茶屋19-11 (大阪自 彊 館「三徳寮」内)
 TEL06-6645-0504 (月～金 / 午前10時～午後3時)
 (福祉の専門家による相談が受けられます)

10月15日、少しは動く？

秋風の伝えるところによれば、輪番労働者にとって少しは喜ばしいことが、10月15日からあるらしい。輪番の回りがよくなるという話。

輪番就労は、命をつなぐには誠に細い糸ではあるけれども、諸方の努力で少しだけ太くなる。野宿する仲間優先の心を忘れないで欲しい。細い糸を少しでも太く活用するために！